

人権相談窓口

人権に関する相談、人権侵害による被害の申告については、
お近くの法務局・地方法律局又は人権擁護委員にご相談ください。

人権イメージキャラクター
人KENもてる君

人KENおゆみちゃん

電話で相談

子どもの人権
110番

フリーダイヤル

0120-007-110

通話
料無料

※通話料がかかります。

みんなの人権110番

0570-003-110 (全国共通ナビダイヤル)

女性の権利ホットライン

0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

おいずれも電話をした後には、その地域を管轄しない法務局・地方法律局で電話を受ける場合があります。

メールで相談

子どもの人権

SOS-eメール

(インターネット人権相談受付窓口)

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/todomo>

検索

24時間
受付

スマートフォン・携帯電話からも

そのQRコードをスマートフォン・携帯電話で
読み込むことができます。

【法務省人権擁護局ホームページ】

<http://www.moj.go.jp/LINKEN/>

【全国人権擁護委員連合会ホームページ】 <https://zenrenjinken.org/>

発行：法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 〒100-8977 東京都千代田区有明1-1-1 ☎03-3560-4111 (代機)

令和3年7月発行

人権とは

人権とは、「私たちが、社会において幸せに生活するために必要な、大筋を覆う」といわれています。歴々の根本を定めている日本国憲法によって、全ての国民に保障されているます。

こうした人権の保障の経緯には、20世紀に世界を揺るがした戦争が深く関係しています。特に第二次世界大戦中には、特定の民族の迫害、大量殺戮など、人権の侵害や抑圧が起きたことがあり、そのようなことを繰り返さないよう国際社会では、1948年(昭和23年)に国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

私たちは、他人の基本的な権利をお互いに尊重し合うことで、それを自分たちの手で大切にしていきたいと考えているかもしれません。ところが、思い通りに感じることができません。そんなときはどうしたらいいのでしょうか。

人権は大切なのに「あんなとくなく」「命を大切にしろ」と言われ、「あんなとくなく」「命を大切にしろ」と言われるのは、とても辛いことです。それが人権を尊重することになりま。

障害のあることや外国人であることなどを理由に差別や不当な扱いを受けていませんか

学校やクラブ活動などでいじめや体罰を受けていませんか

こんなとき、人権が侵害されている可能性があります

インターネット上に悪口や他人に知られたくないことを書かれていませんか

人権ってなんだろう

みんな仲良くってことかな？

みんなの権利を守るってどういうこと？

今日、私は人権委員会の委員です。吉田さんに話しました。

みんなと「人権」について考えようと思えます。

こんにちは。吉田です。

ジケンケン
ヨウゴ
イイン！

では「人権」ってなんですか？

「人権」は、みんなの権利を守るための活動です。

「人権」ってなんですか？

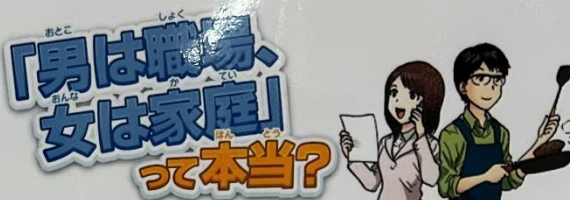
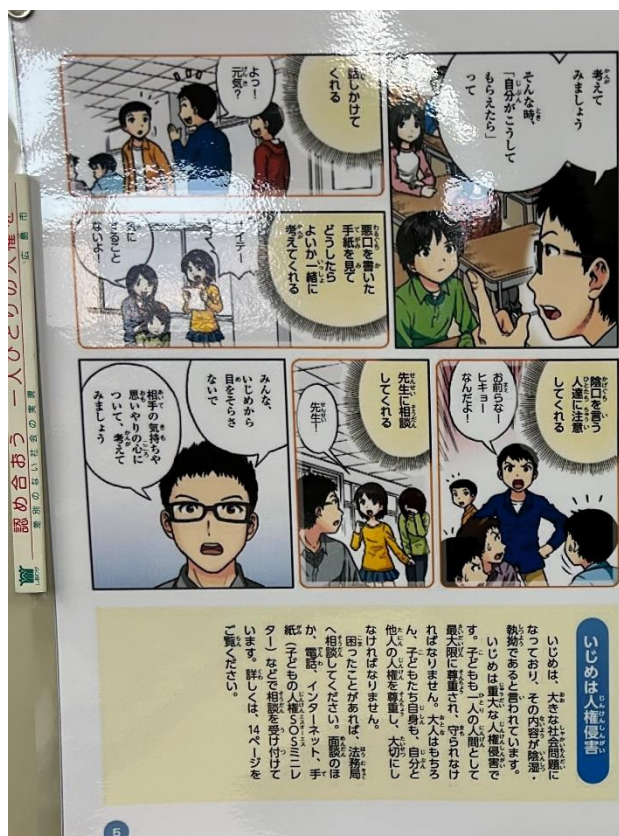
「人権」は、みんなの権利を守るための活動です。

「人権」ってなんですか？

「人権」は、みんなの権利を守るための活動です。

「人権」ってなんですか？

「人権」は、みんなの権利を守るための活動です。





インターネットと人権

インターネットにより、コミュニケーションの幅が広がった一方、インターネットを利用した犯罪が増えています。

インターネットには、匿名性という特徴があります。匿名性があるため、人権侵害の被害者になりやすくなります。また、インターネットには、人権侵害の加害者になりやすくなります。

インターネットを利用するときは、人権を尊重することを心がけましょう。

インターネットを正しく使おう



困ったときは相談しましょう

法務局・地方法務局又はその支局で面談・電話等により、人権に関するご相談をお受けしています。

インターネットでも相談できます。詳しくは裏表紙をご覧ください。

相談は無料です。相談内容についての秘密は守られます。



子どもの人権SOSミニレターについて



「子どもの人権SOSミニレター」は、毎年、全国の小中学生の皆さんにお届けします。困っていることがあれば、「ミニレター」の便箋部分に相談したいことを書き、封筒部分を切り取って中に便箋を入れ、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。「ミニレター」を受け取った法務局・地方法務局では、担当の職員や人権擁護委員が、一通一通返事を書いています。



人権擁護委員ってどんな人

人権擁護委員は、人権擁護に理解のある地域の人で、市町村長から推薦され、法務大臣から依頼を受けた民間の人たちです。

人権擁護委員は、それぞれの地域で皆さんの人権が侵害されないよういつも配慮し、もし侵害があった場合には、その相談相手になり、問題の解決のお手伝いをしています。また、人権を尊重する考え方を広めることにも努めています。



人権週間と人権デーについて

じゃない。

「誰か」のこと

人権週間
12月4日～10日
12月4日は「人権週間」です。

みんなの人権110番
法務局 ☎ 0120-007-110
法務局 ☎ 0570-070-810
法務局 ☎ 0570-090-911
<https://www.jinken.go.jp/>

令和2年度制作ポスター「第72回人権週間」

●人権週間
(12月4日～10日)

我が国では、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を人権週間と定め、人権を尊重する考え方を広め、その理解を深めてもらうための活動を全国で行っています。

●人権デー
(12月10日)

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日に「世界人権宣言」を採択したことを記念して、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権の発展に更に努めるように求めています。